

担い手の育成・活動支援事業等実施要綱

制定	平成17年4月1日付17農振財農第	28号
改正	平成24年4月1日付23農振財農第1088号	
改正	平成26年4月1日付25農振財農第1155号	
改正	平成27年4月1日付26農振財農第	913号
改正	平成28年4月1日付27農振財農第1397号	
改正	平成29年4月1日付28農振財農第1460号	
改正	平成30年4月1日付29農振財農第1395号	

第1 趣旨

東京の農林水産業は、都民に新鮮で安全な食料を供給するとともに、緑豊かな農地や森林は、都民の快適な生活環境の確保に大きく貢献している。

しかしながら、都市における農林水産業は、就業者の減少にともない、農地の宅地への転換や放置された山林の荒廃などが進行している。また、農林水産業へ新たに就業したいと希望する人が近年増え続けているが、専門性や土地の取得など就業するために多くの困難がみられ、就業までに至らない状況が生じている。

これに対し、快適な食住空間を都民に提供する都内の農林水産業が継続できるように、就業予定者や担い手に対する支援を行うことが、東京の農林水産業への就業意欲向上を図るためにも重要である。

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）では、東京都、区市町村、農林水産業の団体等との協力・役割分担の中で、担い手の技術習得のための研修や経営技術向上のための取組への支援、担い手の団体が行う講習や研修等への支援、担い手と都民との交流活動への支援などにより、農林水産業の担い手育成を図っていく。

第2 事業の内容等

本事業の区分、実施主体、支援の内容等については、別表に掲げるとおりとする。

第3 助成措置

財団は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第4 他の計画・施策との関連等

財団は、本事業の実施が他の関連諸計画・施策と十分整合性を持つよう調整するものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については別に定める。

別表（実施要綱第2関係）

区分	実施項目	事業の内容	備考
担い手の育成・活動支援事業	(1) 経営技術の習得・向上支援事業	担い手の確保・育成を図るための支援を行う。 ア 就農のための技術研修支援 担い手となることを目指す者が農業経営を開始するにあたり、研修・研究機関や農業担い手育成施設における技術の習得及びその向上のために受講する研修に対し、必要な費用の一部を助成する。 イ 販売促進等活動への支援 チャレンジ農業支援センターの専門家派遣事業による専門家の助言に基づく農業経営活動のうち、知的財産の取得及び活用、又は、農産物等の販売促進等の活動について、必要な費用の一部を助成する。	
	(2) 担い手団体活動支援事業	担い手及び担い手団体が抱える課題の解決に向けた自主的な活動に対し支援する。 ア 自主研究活動への支援 担い手団体が、技術や経営等の課題解決を目指し自主的に行う研究活動や、都民への教育活動等について、必要な費用の一部を助成する。 イ 講習会等研修活動への支援 担い手団体が経営技術向上のために実施する講習会や研修、研究等に対し、必要な費用の一部を助成する。 ウ ふれあい活動を通じた配偶者確保への支援 担い手の独身者と一般独身者との交流活動に必要な運営費の一部を助成すると共に、交流活動の開催支援等を行う。	
	(3) 担い手育成のセミナー開催等	担い手の育成等に関するセミナーやイベントの開催・支援等を行う。 ア フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー開催支援 東京都及び東京都農業協同組合中央会が開催する「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」に対し運営費の一部を助成する。 イ 意欲的農業者支援セミナーの実施 企業的経営者や認定農業者、また地域農業のリーダーをめざす意欲的な農業経営者に対し開催される「意欲的農業者支援セミナー」を東京都と共催する。	
都民交流事業	生産者と都民との交流	都民の農林水産業への理解を促進するとともに、担い手が都民の農林水産業に対する期待・要望や消費ニーズ等を把握するために交流を図る。 ア 生産者と都民の交流活動への支援 都民との農林水産体験や意見交換会等による交流活動に必要な経費の一部を助成する。 イ 担い手と消費者との交流等の促進 担い手と消費者が交流するセミナー等の開催支援を行う。	